

養父市版スタートアップスタジオ推進業務委託二次審査評価基準

令和8年 2月18日

審査委員会決定

(趣旨)

第1条 この基準は、養父市版スタートアップスタジオ推進業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領に基づいて、委託事業者候補者を審査するために必要な事項について定める。

(評価項目)

第2条 審査項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本的な考え方
- (2) 企画提案
- (3) 業務遂行能力
- (4) 業務・活動実績
- (5) 価格(見積)提案

(審査方法)

第3条 養父市版スタートアップスタジオ推進業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、プレゼンテーション及び質疑応答の結果を踏まえ、提案内容を評価する。

2 非価格の項目に対する審査は、別表に掲げる5段階評価とし、配点に応じた評価点を算出する。

3 各委員が各評価点を5段階評価し、その平均評価点(小数点2位以下四捨五入する。)を配点に応じて得点とする。ただし、選定基準は、非価格に対する得点と価格に対する得点の合計点が60点以上かつ、各評価項目の平均評価点が2.5以上の参加者を委託候補者として選定する

別表(第3条関係)

評価	1	2	3	4	5
内容	劣る	やや劣る	普通	優れている	非常に優れている